

2015. 4. 1

建設業関係団体初の「指定公共機関」に指定

このたび、一般社団法人日本建設業連合会（会長：中村満義、通称「日建連」）は、災害対策基本法第2条第5項に基づき、内閣総理大臣より「指定公共機関」として指定を受けましたのでお知らせいたします。

今回の指定理由は、当会が有している災害発生時における広域的な支援調整機能の発揮への期待、さらには、被災地からの様々な依頼に対応し、災害応急対策の円滑な実施への貢献などであり、建設業関係団体として初の指定となります。

当会といたしましては、災害の予防・応急・復旧等に重要な役割を担う「指定公共機関」の指定を受けたことにより、これまでの災害出動の経験を踏まえつつ、首都直下地震や南海トラフ地震を見据えて、関係官庁との連携強化や、会員会社を含めた災害対応体制の整備に一層努めてまいりたいと考えております。

なお、今後は、本部を皮切りに全国9支部で会員会社向けの説明会を開催し、既に策定済みの防災業務計画の周知や、地域が一体となった包括的災害協定の推進に向けて鋭意活動する予定であります。

※指定公共機関とは※
災害対策基本法第2条第5号に基づき、公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうちから、当該法人等の業務と防災との関連性を踏まえて内閣総理大臣が指定する法人